

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人稲葉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づく者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬)

第3条 法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬を支給する。
- 4 役員には、賞与及び退職手当では支給しない。

(報酬の額)

第4条 法人の全役員の報酬総額は、年間4,000,000円以内とする。

- 2 法人の常勤役員の報酬は月額300,000円とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、理事会及び評議員会等出席の都度1人一律6,680円とする。
- 4 評議員の報酬は、評議員会出席の都度1人一律6,680円とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、翌月20日に支給するものとする。なお、支給日が休日にあたるときは、繰り上げて前日に支給するものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、必要の都度、支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成29年6月28日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人稲葉会役員等報酬規程は、廃止する。